

事務事業名		文化財保護管理事業		☐ 実施計画登載事業		☐ 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	03 豊かな心を育む人づくりの推進		事業期間		予算科目				
	施策名	18 地域の歴史・文化資源の継承				会計	款	項	目	事業
	基本事業名	01 文化財の保存と活用		☐ 単年度のみ	01	10	05	02	12	
根拠法令		文化財保護法		☒ 単年度繰返 (開始 昭和27 年度～)		事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)				
所属	部課名	教育委員会事務局生涯学習課								
	課長名	熊谷 善男		年度 ～ 年度						
	係 名	文化財係	電話	27-3111	※全体計画欄の総投入量を記入					
	担当者	村田 匠	内線	292						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
・文化財の保護と管理を行う事業。主な事業内容は次のとおりである。 ①文化財調査委員会議(有識者10名以内、年1回)、②文化財の調査と指定、③文化財公有地等の刈払い(委託)、④有形文化財の虫害防止(防虫剤の配布)、⑤文化財監視員(所有者等への依頼)による日常監視、⑥文化財パトロール、⑦国特別天然記念物ニホンカモシカの保護及び滅失処理(市直営)、⑧文化財防火査察(消防署との連携)、⑨天然記念物銘木樹勢回復(委託)、⑩基石海岸管理情報の整理(指定範囲等の確認)、⑪国特別天然記念物ニホンカモシカ食害対策(農林課との連携による防除網の設置)、⑫民俗芸能の育成支援(郷土芸能協会への運営費補助)、⑬開発行為に係る埋蔵文化財の保護指導、⑭文化財一般の現状変更・各種届出・依頼調査等への対応、⑮指定文化財台帳の整理 ・事業費は、ニホンカモシカ滅失処理、刈払い委託、樹勢回復委託、郷土芸能協会運営費補助等に支出される。						総投入量 (千円)	事業費 内訳	国庫支出金		
								都道府県支出金		
								地方債		
								その他		
								一般財源		
						事業費計 (A)	0			
						正規職員従事人数				
						延べ業務時間				
						人件費計 (B)	0			
						トータルコスト(A)+(B)	0			

1 現状把握の部(DO)

文化財が良好な状態で維持される。

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		ア 埋蔵文化財発掘届出・有無照会受付数 件	
文化財公有地等の刈払い、国特別天然記念物ニホンカモシカの保護及び滅失処理、天然記念物銘木樹勢回復、民俗芸能の育成支援、開発行為に係る埋蔵文化財の保護指導など		イ ニホンカモシカの保護・滅失処理数 件	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		ウ 郷土芸能協会加盟団体数 団体	
前年度と同様			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
指定文化財、埋蔵文化財		名称 単位	
		カ 指定文化財数 件	
		キ 埋蔵文化財数 箇所	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
・文化財が適切に保護・管理される。		名称 単位	
		サ 滅失せず現状が維持された指定文化財数 件	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		シ 郷土芸能協会加盟団体出演回数 回	
・文化財が良好な状態で維持される。 ・無形(民俗)文化財が次世代に継承される。		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移									
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	千 円						
		国庫支出金	千 円						
		都道府県支出金	千 円						
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
		一般財源	千 円	2,331	2,072	2,285	3,266	3,300	3,300
		事業費計 (A)	千 円	2,331	2,072	2,285	3,266	3,300	3,300
	人件費	正規職員従事人数	人	4	4	5	4	4	4
		延べ業務時間	時 間	800	800	800	800	800	800
		人件費計 (B)	千 円	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
トータルコスト(A)+(B)		千 円	5,531	5,272	5,485	6,466	6,500	6,500	
⑤活動指標			ア 件	451	417	430	400	400	400
			イ 件	3	3	3	3	3	3
			ウ 団体	32	32	32	32	32	32
⑥対象指標			カ 件	87	87	87	87	87	87
			キ 箇所	192	193	193	193	193	193
			ク						
⑦成果指標			サ 件	87	87	87	87	87	87
			シ 回	49	73	57	50	50	50
			ス						

事務事業ID	0847	事務事業名	文化財保護管理事業
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

昭和25年文化財保護法、昭和32年県文化財保護条例、昭和35年市文化財保護条例の施行後、文化財の保護・管理を図るために始められた。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

平成13年に三陸町と合併し、指定文化財が増えた。

平成23年の東日本大震災以降、復興関連の開発行為に伴い、埋蔵文化財の保護指導数が急増したが、収束傾向にある。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

- ・天然記念物樹木の腐朽が進んでいるものは、治療を行ったほうがよい。(樹木医師から)
- ・名勝珊瑚島における松くい虫の被害が著しく、心を痛めている。(新聞報道・地域住民等)
- ・新規の文化財指定に積極的に取り組んで欲しい。(所有者・保持団体から)

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	文化財の保護保存及びその継承が図られることは、地域文化の伝承と創造のもととなり、豊かな心を育む人づくりの推進に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	文化財保護法、県・市文化財保護条例で、公共の関与が示されているため。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	対象や意図を縮小すれば、文化財の適切な保護保存ができなくなる。現状変更やき損の頻度が高い名勝・天然記念物については、保存管理計画を策定し、方針を明確にした上で保護に取り組む必要がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	天然記念物樹木の養生・治療は今後とも継続する必要がある。名勝珊瑚島における松くい虫被害が深刻であり、対策が求められる。文化財の管理に係る計画を策定し、方針を定めて保護に取り組む必要がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	指定文化財や埋蔵文化財の保護保存ができなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げるに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	文化財のき損、滅失を防ぐには適切な管理を継続することが不可欠であり、削減の余地はない。また、震災の影響による埋蔵文化財の発掘等件数の増加傾向は弱まりつつあるが、復興に係る開発行為の需要は今後とも高い水準で推移するものと思われるため、充実した体制で取り組む必要がある。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げるにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	一般事務職員1名(専任)、専門的知識・技術を有する職員3名(兼任)が他の文化財事業と並行して事務事業を行っており、これ以上の削減は事業の停滞を招く。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っている不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	指定を受けた文化財は公的な財産でもあることから、行政が保護保存に係る費用を負担することは妥当である。また日常的な管理については所有者が行っており、所有者の負担が日常管理の負担を超えて大きくなる場合には行政が費用を負担している。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																						
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																						
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td>●</td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			●	維持			×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上			●																				
	維持			×																				
	低下		×	×																				
・史跡・名勝・天然記念物基石海岸等の文化財については、庁内及び関係機関における見解の統一が必要であるため、保存管理計画の策定が望ましい。(史跡3件については策定済み)																								
・文化財保護法の改正に向け、各個の文化財に対し、適切な保存の手法を探る必要がある。																								
・文化財保護に必要な措置を計画的に実行するため、文化財の状態を体系的に把握する方法を確立する必要がある。																								

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	文化財の保護・管理は概ね適切に行われているが、長期的視野に立って安定的に文化財保護行政を執行するための体制を整備していく必要がある。